

# 日本民主主義研究序論

森田昌幸

## 1

日本が民主主義国家として、その制度的確立を達成し得たのは、太平洋戦争における敗戦の結果、ポツダム宣言を受諾したことに起因する。ポツダム宣言第10条後段は、

日本国政府ハ、日本国国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ障礙ヲ除去スベシ。言論、宗教及思想ノ自由並ニ基本的人権ノ尊重ハ確立セラルベシ

と要求した。この事実は、日本の民主主義化が、連合国、特にアメリカの対日占領政策として、武力を背景に、占領軍によって実行されたことを明白に示すものである。ポツダム宣言第12条が、

前記諸目的ガ達成セラレ、且日本国国民ノ自由ニ表明セル意思ニ従ヒ、平和的傾向ヲ有シ、且責任アル政府ガ樹立セラルルニ於テハ、連合国ノ占領軍ハ、直ニ日本国ヨリ撤収セラルベシ

と規定してあるところからも、武力による日本の民主主義化遂行は、認めざるを得ないであろう。

では日本は、ポツダム宣言の受諾、つまり敗戦による外国軍隊の占領という外的要因によらなければ、民主主義国家とはなり得なかったのであるか、という疑問が生ずるのであろう。それは、さらに日本人の観念の中に、民主主義思想そのものに対する理解の欠如、すなわち日本人は、自らの手によって日本を民主主義化することができなかったのではないか、という疑問として考察するこ

とも、また可能となろう。

歴史的事実を論ずる場合に、およそ仮定の議論は、意味のないことであると思われるが、もしも、太平洋戦争において、日本が勝利を得るか、あるいは、その初期の段階において、平和交渉が成功し、休戦が実現していたと仮定するならば、その時の日本の政治体制は如何なるものであったであろうか。恐らく、敗戦後の如き急激なる政治体制の変革は、日本では考えられなかったのではあるまいかと思われる。

然しながら、この問題に関して、ここで簡単に結論を出してしまうことは軽率であろう。そこで、連合国、特にアメリカの対日占領政策<sup>(1)</sup>と、これに対する日本の対応、つまり政治体制の変革と民主主義化に対して、当時の日本政府は如何なる態度を示したか、について考察してみたい。

まず連合国、特にアメリカは、対日戦後処理の一般原則として、日本の非武装化を計画し、日本において再び軍国主義が抬頭することを不可能とし、日本民族をして、世界の平和愛好国たらしめんことを決定していた。そのためには、日本の政治体制を変革し、民主主義的政治体制としなければならなかった。このアメリカの基本方針は、ポツダム宣言第7条により、日本全土を占領した連合軍によって具体的実施にうつされた。

連合国最高司令官総司令部は、昭和20年12月6日、日本の政治体制、特に憲法上の統治機構に関する研究報告を行ない、日本の憲法、即ち大日本帝国憲法の改正が必要であることを強調している。

この研究報告は、総司令部民政局法規課長ラウエル少佐<sup>(2)</sup>によって、作成されたもので、その内容は、天皇の権限を弱化させること、すべての国民に対して、法律による留保なしに基本的人権を保障すること、行政権、立法権、司法権の三権力を行使する国家機関が、それぞれ分立すること、地方自治を承認すること等であった。

この研究報告が、当時の総司令部全体の意思であり、従って、最高司令官の意思であったかどうかは、今なお疑問が残るところである。しかし、総司令部民政局行政部は、翌21年1月11日、民政局長ホイットニー准将<sup>(3)</sup>の名において、

憲法研究会の私案に関し、幕僚長に対する覚書として、先の研究報告と同様の内容を上層部に提出している。この覚書の実際の作成者は、やはりラウエル中佐<sup>(4)</sup>であった。

これに対して、当時の日本政府は、政治体制、特に憲法改正に関して、如何に対応したであろうか。それは昭和21年2月1日の、いわゆる松本案<sup>(5)</sup>に表明されている。松本案は、日本政府の憲法改正委員会が、正式に決定した改正意見であった。しかし、その内容は、総司令部の見解と大きく相違するものであった。

松本案は、帝国憲法の基本精神を可能な限り温存し、改正は、ほとんど字句の修正程度に留めるといったものであった。例えば、帝国憲法第3条に関して、松本案によれば、その第1項に、

第3条ニ「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」トアルヲ「天皇ハ至尊ニシテ侵スヘカラス」ト改ムルコト

という記述があるが、この改正は、内容的には単なる字句の修正であって、天皇不可侵という帝国憲法の基本精神には、何ら影響を与えない。あるいはまた、松本案の第4項に、

第9条中ニ「公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル為ニ必要ナル命令」トアルヲ「行政ノ目的ヲ達成スル為ニ必要ナル命令」ト改ムルコト

という改正案が述べられているが、これも単なる字句の修正にしかすぎないものである。

従って、松本案による改正憲法は、第1章天皇、の規定において、帝国憲法の規定を、ほとんどそのまま継承することとなる。それ故、日本の統治権に関しては、

第1条 大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス

ということになり、さらに、

第4条 天皇ハ国家ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行

フ

第5条 天皇ハ帝国議会ノ協賛ヲ以テ立法権ヲ行フ

という規定となるのである。従って、統治権は天皇に属し、また立法権も最終的には天皇に属することになる。

このような字句の修正だけの改正は、第2章臣民権利義務、第3章帝国議会、第4章国务大臣及枢密顧問、第5章司法、第6章会計、第7章補則の全般にわたり見られる。従って、総司令部が、松本案を日本政府の正式改正案と考えた場合、これに対して、極めて批判的な態度を示す結果となったのは当然であるといえよう。

総司令部民政局行政部は、日本政府の憲法改正要綱、すなわち松本案について、2月12日、批判的解説を作成し、民政局長に報告している。その後、総司令部は、日本政府の改正に期待せず、2月13日、総司令部独自の改正案<sup>(6)</sup>を作成することとなるのである。

## 2

日本国憲法が、日本政府の手によらず、総司令部の一方的指令によって成立したことは、先に見た通りである。この事実から、新憲法は、総司令部による無理な押し付けであって、無効である、という押し付け論と、たとえ押し付けであっても、その内容が良ければよい、という賛成論とに二分される。これはそのどちらの議論にも一理あるといえよう。

確かに、押し付け論者のいう如く、昭和21年2月13日の時点で、日本は、その全領土が連合軍に占領されており、占領という戦争状態のもとにおいて、憲法改正が強制されたのであるから、新憲法は無効であり、占領解除と同時に、日本人自らの手で、自主的に憲法を制定すべきである、ということは可能であろう。

しかし、また同時に、賛成論者のいう如く、新憲法が総司令部の押し付けであるか否かの議論は、新憲法の内容よりも、その制定手続に重点を置いた形式論であって、あまり意味がない。仮に、形式論を重視するのであれば、昭和20年8月14日、日本政府はスイス政府を通じて、連合国に無条件降伏し、ポツダム宣言の条件を実施する旨受諾したのであるから、総司令部の強制も当然の結

果として受容しなければならぬ、ということになる。

要するに、この押し付け論、賛成論は、いずれも多分に感情論を背景としながら展開される可能性があり、その意味では、あまり建設的な議論とはなり得ないであろう。

いずれにしても、日本の民主主義化が、外国勢力によって実行されたことは明白なる事実であった。この事實は、同時に、外国勢力による強制がなければ、日本においては民主主義化が達成できなかった、ということをも示しているといつてよいのではあるまいか。つまり、逆にいえば、それまでの日本には、民主主義を強力に否定する思想と政治体制が、存在していたということになるのである。それは何かといえば、日本思想<sup>(7)</sup>であり、天皇制<sup>(8)</sup>であった。

ところが、太平洋戦争における敗戦、無条件降伏は、この日本思想および天皇制の両方を、一気に否定してしまった。日本思想に代る思想は、西欧合理主義思想であり、天皇制に代る政治制度は、民主政治であった。

先に見た総司令部による日本国憲法の成立は、この思想と制度とを最高の価値あるものとして、日本社会に定着せしめようとした。つまり、新憲法下の日本は、いわば外国の思想と制度によって一人歩きを始めたわけである。

いわゆる戦後民主主義が、単に政治の面においてだけではなく、日本社会の多くの分野において、価値観の変動と混乱を到来せしめていることは、すでに周知の事実である。しかも、それは特に政治の世界において著しいといえよう。例えば、日本の政党、即ち自由民主党、日本社会党、日本共産党、民社党、これらの政党のイデオロギーを見た場合、多分に日本的でないもの、つまり外国の思想に影響され、外国の行き方を是としている面が見られる。そして、そのこと自体が政治的混乱の原因<sup>(9)</sup>ともなっているのである。

確かに、戦後日本は、混乱の連続であった。しかし、ここで混乱の事実を如何に多数列举してみても、それは特に意義あることではない。また、少々逆説的ないい方であるが、混乱が悪であると一方的に断定することもできない。

やはり、重要なことは、何が混乱の原因であったか、しかも、その混乱が日本社会を発展せしめる原動力となり得るか否か、ということである。そう考え

るならば、混乱の第一原因は、日本国憲法の制定であった、といわねばならない。新憲法は、日本思想を否定し、天皇制を統治機構上の政治制度として認めなかった。つまり、それは日本の伝統の否定であり、さらに大きくいうならば日本文化の否定であった。戦後日本の政治体制が、民主政治、特にアメリカ民主政治であったということは、新憲法制定と同時に、日本文化が直ちにアメリカ文化に変容<sup>(10)</sup>しなければならないことをも意味していたのである。しかし、それは不可能なことであった。

日本国憲法の是非を論ずる場合に、それが総司令部、つまりアメリカに強制された憲法であるから認めない、という主張や、反対に、ポツダム宣言を受諾した当然の結果として、その内容が良ければよい、という議論は、あまり有意義な議論ではない、と先に述べた。従って、ここでは、そういう方向における議論ではなく、新憲法に内在する政治思想が、日本の政治的風土、日本の政治思想、さらには日本文化と如何なる関係にあるか、つまり、日本社会に適合し得るものであるか、あるいは合い入れないものであるか、この検証が重要である。

新憲法に内在する政治思想とは何か、といえ、それは新憲法自体が、その前文において述べている。即ち、国民主権主義、自由平等主義、権力分立主義、国際協調主義、平和主義、さらに成文憲法主義の原則である。

これは一言にしていうならば、民主政治の原理である。しかも、新憲法は、これが人類普遍の原理であるという。つまり、民主政治は人類普遍の原理であって、如何なる民族、如何なる国家においても適合すると考えるわけである。より正確にいうならば、適合せしめるべきである、ということになる。ここに、また新たな問題が生じて来る。即ち、民主政治、さらに民主主義そのものが、人類普遍の原理<sup>(11)</sup>であるのか否か、ということである。

この問題は、第一に、人類普遍の原理という場合の人類を、ヨーロッパ人、さらに正確にいうならば、西ヨーロッパ人、つまりイギリス人、フランス人、アメリカ人および一部の北欧人に限定すべきではないか、という考え方と、第二として、人類普遍の原理の人類は、文字通り、全人類と解すべきである、と

いう考え方とに二分されるであろう。

第一の考え方においては、各民族の歴史、民族的特質を重視し、民主主義の原理は、それを自らの手で成立せしめた民族にのみ有効である、と考える立場である。その理由は、その民族が自ら民主政治の制度を確立したのは、その民族が民主政治に適していたからであり、また民主主義的な方法を必要としていたからである。こう考えるならば、アメリカおよび西ヨーロッパ諸国の民族以外には、民主主義の政治制度は適応しないことになる。

第二の考え方は、第一の考え方と対立する概念であると同時に、さらに第一の考え方を一歩前進させたものである。つまり、民主政治はアメリカおよび西ヨーロッパ諸国において発展した政治制度であるかも知れないが、その原理は、全人類に共通するものであり、また世界各国民族の中に、民主主義を拡大、発展させて行かねばならない、とする考え方である。その理由は、およそ人間が人間である以上、ヨーロッパ人もアジア人も、また白人も黒人も、人種の相違はあっても、人間には相違はないのであるから、ヨーロッパ人に通用する民主主義が、アジア人やアフリカ人、あるいはラテン・アメリカ人に適合しない理由はないと考えるのである。

この問題は、単に政治学のみならず、歴史学や人類学、特に文化人類学の研究成果に負うところが大きいであろうが、いずれ検討することとし、ここでは特に深くは考察の対象としないこととする。ただ、十分に注意しなければならないことは、民族には民族独自の特性があり、国家の制度といえども、この特性を無視し得ない場合が多くあるということである。

さて、では先ほどの第一の考え方と第二の考え方と、いずれが正しい考え方であるかということになるが、強いていえば、それは両方とも正しいのである。しかし、現実適合性という見地からいえば、第一の考え方は、より説得性が高いといえよう。つまり、ある民族あるいは国家が、民主主義を成立させたこととすると、それは民族の特性、その国家の歴史その他によって可能となったのであって、その可能性は、その民族に内在するものである。従って、他から強制されたものではない。それ故、第一の考え方が一層正しいということになる

のである。

しかし、第一の考え方が絶対的に正しいか、ということになると、かならずしも簡単に断定はできないのである。つまり、民主主義は、確かに欧米諸国、アングロ・サクソンの政治理念であったかも知れないが、それは18世紀あるいは19世紀においてであって、20世紀の今日においては、民主主義の政治理念は、最早やアングロ・サクソンの民族精神から世界精神へと移行を完了しつつあるともいえるのである。勿論、この移行が自然に移行するものであるのか、あるいは強制を伴うものであるのか、また新たに考察しなければならないであろう。

これらのことを考慮に入れるならば、第二の考え方も将来の課題として、受容しなければならないであろう。しかし、このことと、総司令部による日本国憲法の強制とは、また異なった面における問題である。従って、ここでは第一の考え方を基調としつつ、第二の考え方、つまり民主主義の普遍性に関して、さらに検討することとする。

### 3

近代民主主義が西ヨーロッパにおいて誕生し、欧米諸国において実践された理念であることを考慮に入れるならば、それが欧米諸国以外の国家や民族において、容易に理解されることは困難であると考えられる。日本においても、それは該当することであり、仮に、民主主義の普遍性を日本において認めるとしても、そこには考慮しなければならない問題が山積している。

民主主義が人類普遍の原理であり、従って、日本においても、その適応が可能であると考えて、民主主義の普遍性を一応認めるとしても、それは極めて一般的な原理として認められるものであって、そこには考慮に入れなければならない条件が数多く存在する。

例えば、今日の日本民族を造り出した日本の自然、これは重要な条件のひとつである。気候、風土、地理的条件といった自然環境と、これらの条件が日本民族に与えた歴史的特殊性、社会的慣習がそれである。



また、その結果として、日本民族が永い年月の間に造り出した国民性、これも重要な条件である。その他に、日本民族が外国から受けた影響が考えられるであろう。すなわち、仏教、儒教といった東洋思想である。これらの影響は、今日の日本民族の国民性を形成する上で、重要な要素となっている。従って、民主主義の普遍性を論ずるためには、日本民族の特質から考察しなければならないであろう。

日本の自然を考える場合に、先ず最初に頭に浮ぶことは、日本が島国であるということである。日本民族は、日本列島という島の上に生存してきた。日本が島国であるということは、当然のことながら、その周囲は海である。周囲<sup>(12)</sup>が海であれば、島国の国民は、簡単に国外に出ることはできない。日本人は、民族の歴史が始って以来、20世紀後半の今日まで、その大部分は、生まれて死ぬまでの間、日本列島から一歩も国外に出たことがなく、外国を知らずに一生を送ってきた。従って、日本人にとっての世界は、この日本列島のみであった。時として、外国の文物の伝来があったとしても、それは極めて一部の人々を通じてであった。

日本が島国であるということは、日本人の個性についても、個性を発揮させるよりも、むしろ個性を抑え、専ら没個性的人間を造り上げる作用となる。それは、ここで特に説明するまでもないことであるが、ある限定された世界においては、人間は個々の特殊性よりも、全体としての共通性を重視する結果となる。

つまり、島国という限定された世界である日本列島の中では、日本人は一人一人の特性、即ち個性を認めていては、全体としての統一の維持が困難となるのである。ここに、全体としての統一、すなわち和<sup>(13)</sup>を重視する傾向が発生して来るのである。この和の概念は、個を否定するものであるから、西欧の合理主義哲学の産物たる個人主義とは、対立する概念となる。日本人の、ものの考え方の中に、個人主義を否定<sup>(14)</sup>する要素が流れているのは、このためである。それは往々にして、個人主義が利己主義と混同されることから明らかであろう。

次に、日本民族が島国民族である結果として、日本列島の外、即ち外国に対して、極めてナイーブな反応を見せることが考えられる。ある時代においては外国を敵視し、またある時代においては外国を憧憬するのは、島国根性、即ち純粋培養の結果である。そのため、一般的には、外国の文物を無条件に、価値あるもの、として認める傾向にある。その理由は、極めて単純な動機から発したもので、日本にないもの、即ち稀少価値ということであり、また、ものめずらしさ、即ち好奇心ということである。これらの単純な理由が、外国の文物を価値あるもの、として認めてしまう結果となるのである。

日本の歴史において、外国の文物が流入し、その結果として、日本民族の国民性、あるいは日本の国家発展の方向が、大きく変化した場合は、古代においては、儒教、仏教の伝来があり、近代においては、ヨーロッパ文明の到来があった。それはヨーロッパ合理主義として、在来の日本思想に大きな影響を与えた。

例えば、幕末におけるヨーロッパ科学思想の受容過程は、異質の思想そのものに対する好奇心と同時に、当時の日本を取り巻く国際情勢が、ヨーロッパ文明の利器、特に武器、兵器を必要とした面も無視できないであろう。

このように、日本が外国の文化、異質文明に接した場合、好奇心と、現実の必要性の二面から、比較的簡単に、その受容が認められるのである。

ここで今少し、この問題を考えてみることにしよう。つまり3世紀末に儒教が日本に伝来した時、5世紀初期に仏教が伝来した時、この両方の場合を考えると、当時の日本人は、儒教と仏教を、中国とインドの新しい文化として、ほとんど何らの抵抗なく受容し、その摂取に努力したのである。しかも、その新しい文化は、やがて時の権力者の深い理解を得るに至るのである。その代表的な人物は、聖徳太子<sup>(15)</sup>であった。聖徳太子の政治は、日本の理想政治の代表例であり、従って、日本政治思想の根本は、聖徳太子の時代に確立したと考えても、それほど大きな間違いではないであろう。即ち、儒教と仏教は日本思想の形成に多大の影響を与えたことを認めなければならないであろう。

次に、近代においては、先に見た如く、ヨーロッパ文明の到来がある。この

場合は、聖徳太子に相当する人物は現われず、また西欧合理主義に対する理解についても、多くの場合、皮相的なものであった。権力の中枢にある人々は、単にヨーロッパ文明の真似事をしているにすぎない場合が多く、またヨーロッパの合理主義精神を理解した人々は、これとは逆に、日本思想そのものを否定し始めた。

例えば、福沢諭吉は、その著『学問のすゝめ』の冒頭において、

天は人の上に人を造らず人の下に人を造らずと云へり。されば天より人を生ずるには、万人は万人皆同じ位にして、生れながら貴賤上下の差別なく、万物の霊たる身と心との働を以て天地の間にあるよろづの物を資り、以て衣食住の用を達し、自由自在、互に人の妨をなさずして各安楽にこの世を渡らしめ給ふの趣意なり

と述べている。この主張の背景にある思想は、明らかに西欧合理主義思想、さらに正確に言えば、合理主義を基調として発達した個人主義的自由主義<sup>(16)</sup>の思想である。その結果、福沢諭吉は、「封建制度は、親の仇でござる」と考えるようになった。

福沢諭吉に限らず、徳川幕末から、明治維新にかけては、欧米思想が、いわゆる外来思想として日本に流入した。その外来思想の受容過程において、個人主義思想に立脚した自由主義者と、個人主義思想には批判的、あるいは否定的な自由主義者、さらには個人主義も自由主義も共に否定し、専ら国粹主義を主張する国粹主義者が現われた。

個人主義思想に立脚した自由主義者としては、先に見た福沢諭吉らが考えられる。また、個人主義思想に批判的、あるいは否定的な自由主義者としては、本多利明、海保青陵その他がいた。さらに国粹主義者としては、三宅雪領らが現われた。

このように考えて来ると、島国である結果として、外来思想を価値あるものとして受容しつつ、日本思想が形成されて来たことが判明する。つまり、日本人の、ものの考え方は、日本思想という固定された観念があって、それによって決定されるのではなく、相手の思想を、とにかく受容し、それに適当な変更

を加えた後に、恰も最初から日本人に固有の思想<sup>(17)</sup>であるかの如く考え、行動するという面もあるということになる。

その結果が如何なる方向に進展するかに関しては、あまり深い考慮は払わない。換言すれば、もの事にこだわらない、執着心の比較的少ない国民であるといえよう。

この傾向は、太平洋戦争における敗戦によって、一段と促進されたといえよう。つまり、それまでの日本人は、外国と戦争をして敗北<sup>(18)</sup>した例がなかったのである。初めての敗北が、日本人に対して、「お国のために働らき、お国のために死ぬ」ことの無意味さを悟らせた。そこに、アメリカによって個人主義、自由主義、民主主義が持ち込まれた。

これらは、日本人全体としては、初めての経験である。即ち、日本人はここに初めて、島国根性から離脱すべきである、という事を無意識のうちに感じ始めた。しかし、その傾向は、今日まだ特に顕著ではない。

#### 4

日本の政治を考えるためには、日本の民主主義について考えなければならない。日本の民主主義を考えるためには、日本の歴史と、日本民族の民族性、日本人の国民性について考えなければならない。そのためには、過去における政治上の歴史的事実の整理と、一般に論じられている日本の特殊性に対する検証が、必要不可欠である。それを行なうための前提、あるいは仮説として、次の事が考えられる。

つまり、民主主義は、古代においてはギリシアの、近代においては欧米の思想であったが、21世紀においては、日本においても十分に機能し得る、ということである。即ち、日本では、日本型民主主義として、発展する可能性がある。その理由は、先に見た如く、わが国には和の哲学が存在し、従来 of 封建思想が払拭されれば、欧米諸国の民主主義が目標としたものが、別の形で、すでに存在していたからである。

しかし、この検証には、歴大な時間と労力を要するので、いずれ機会があれ

ば論じてみることにする。ここでは、その仮説の提起にとどめる。

〔註〕

- (1) アメリカ合衆国国務・陸軍・海軍三省調整委員会(SWNCC)により作成, 昭和20年9月6日決定。
- (2) Milo E. Rowell.
- (3) Courtney Whitney.
- (4) 昇進。
- (5) 幣原喜重郎内閣国務大臣・松本丞治, 憲法問題調査委員会委員長。
- (6) Constitution of Japan as submitted to the Japanese Government by the General Headquarters, SCAP.
- (7) 日本思想とは何か, という議論になると, 簡単に論ずることは困難であるが, ここでは, とりあえず, 神道, 国学, 儒教, 仏教その他の思想が互いに影響し合い, 渾然一体となって, その結果出来上った一種の封建思想としておく。
- (8) 主として, 明治維新以降における天皇制。
- (9) 日本社会党がイギリス労働党のイデオロギーを理想とし, 日本共産党がマルクス・レーニン主義, あるいはソ連共産党や中国共産党の社会主義の道を追跡しようとした如きが考えられる。
- (10) 戦後日本人の生活様式, 流行, その他において, 極めて表面的に取り入れられた面はある。
- (11) シュペングラーは『西欧の没落』において, 民主主義は必然的に墮落する, と述べている。
- (12) 柳田国男は, 「海上の道」という考え方をしている。
- (13) 津田左右吉は, 『文学に現はれたる国民思想の研究』第一巻の序説において, 「実生活の必要性」ということを主張している。
- (14) 個人主義否定の結果として, 社会的規範は, 個人主義容認の場合以上に厳格となる。その結果として, 個人を認める場合はあるが, これはヨーロッパ個人主義とは異質の, 別の原理によるものである。
- (15) 聖徳太子一人が代表というのではなく, 当時の支配階級の政治意識, ものの考え方が, 日本政治思想, あるいは日本思想の根底をなすという意味である。
- (16) ヴァージニア権利章典(The Virginia Bill of Right, 12, 6, 1776)は次の如く宣言する。  
「すべて人は生来ひとしく自由かつ独立しており, 一定の生来の権利を有するものである。これらの権利は, 人民が社会を組織するにあたり, 如何なる契約によっても, 人民の子孫からこれを奪うことの出来ないものである。かかる権利とは, 即ち, 財産を取得所有し, 幸福と安寧とを追求獲得する手段を伴って, 生命と自由とを享受する権利である」高木他編, 『人権宣言集』108頁。  
また, フランス人権宣言 (Déclaration des droits de l'homme et du citoyen, 26, 8, 1789) は次の如く宣言する。  
「第1条 人は, 自由かつ権利において平等なものとして出生し, かつ生存する。社会的差別は, 共同の利益の上にもみ設けることが出来る」同上, 130頁。

これらの宣言の思想的背景と比較すれば、明白である。

- (17) 外来思想を取り入れて、次々と新しい思想を拡大再生産するのが、日本思想の根本原理である、という考え方も可能であろう。
- (18) 幕末における薩英戦争の敗北、あるいは、長州藩が四カ国連合艦隊と戦い敗北したことがある。しかし、日本民族としての敗北とはいえないであろう。